退 職 事 務 手 続 き （よくある質問）

電話や個別相談等で受けた質問内容等についてまとめましたので、今後の手続きの参考にしてください。

1 退職手当関係

Q1	特約退職後に再採用された場合の退職手当の勤続期間はどうなりますか？
A1	特約退職時に退職手当が支給されており、勤続期間は再採用後から数えます。

Q2	採用前に他県で教諭をしていましたが、勤続期間として加算されますか？
A2	他県退職時に退職手当を支給されず、引き続き1日も間をあけずに本県採用された場合は通算されます（ただし、当該他県の規定において勤続期間の相互通算が定められている場合に限る。）。

Q3	採用前に非常勤講師をしていましたが、勤続期間として加算されますか？
A3	非常勤講師の期間については、正規職員と勤務時間等が同様でないため、通算されません。なお、常勤講師（6・6講師、産休育休代替講師等）の期間については、引き続き1日も間をあけずに正規採用された場合は通算されます。

Q4	育休や休職等になった場合、退職手当額に影響はありますか？
A4	支給割合（給料月額に乗ずることとなる割合）の算定基礎となる勤続期間から、休んでいた期間・理由に応じて該当月数を除算して手当額を決定します。

Q5	退職手当の受け取り方法は何ですか？
A5	職員本人から申出のあった銀行口座へ振込により支給します。毎年、申出書類に記載された振込先口座の内容に不備があり、振込不能となる事例が発生しています。記載の際には、銀行名・支店名・口座種別・口座番号に誤りがないかご確認ください。

Q6	退職手当は分割して振り込んでもらえますか？
A6	分割して振り込むことはできません。

Q7	退職手当の支給日はいつですか？
A7	4月下旬を予定しています。支給日前に振込予定日等が記載された退職手当決定通知書を送付いたしますのでご確認ください。なお、退職後に電話等でお問い合わせいただいても具体的な日付はお答えできかねますのでご了承ください。（※令和7年度末退職者への送金日は令和8年4月27日でした。）

Q8	退職手当額を試算してもらうことはできますか？
A8	個別の試算依頼には対応しておりません。福利課HPに掲載しております退職手当試算シートをご活用ください。

Q9	退職手当から控除される税金は自分で何か手続きが必要ですか？
A9	退職手当からは、退職所得に係る所得税と住民税、給与に係る住民税が源泉徴収されます。これらは、手当を支給する際に控除するため、特に手続きは不要です。

Q10	退職手当について、確定申告を行う必要はありますか？
A10	退職所得は、他の所得と分離して課税されるため、原則として、確定申告を行う必要はありません。ただし、医療費や寄付金の控除などの適用を受けるため、確定申告を行う場合は、退職所得についても申告する必要があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

2 年金関係

Q1	将来受給できる年金額を知るにはどうしたらよいですか？
A1	毎年誕生月に登録住所あてに送られてくる『ねんきん定期便』または、『公立学校共済組合マイナ手続きポータル』から年金記録の電子交付を申し込むと確認することができます。

Q2	今年度末に退職（一般組合員資格喪失）しますが、年金の手続きはどうなりますか。
A2	「一般組合員退職届書」の提出が必要となります。この書類を提出することにより、公立学校共済組合宮城支部において、年金待機者登録を行います。

3 任意継続組合員

Q1	退職後、私と被扶養者になっている家族のマイナ保険証及び資格確認書は、どのようになりますか？
A1	組合員資格を喪失しますので、マイナ保険証及び資格確認書は使用できなくなり、資格確認書は所属所に返納していただきます。新たな職場の健康保険資格が適用になる場合や新たに配偶者の被扶養者になれる場合を除き、基本的には、居住地の国民健康保険に加入するか、公立学校共済組合の任意継続組合員のいずれかに加入することになります。再任用で常勤職員（週38時間45分）終了の方、短期組合員任用終了の方も同様となります。

Q2	医療保険の給付内容は、どのようになりますか？
A2	国民健康保険と任意継続組合員を比較した場合、どちらも窓口負担は同じ3割負担ですが、任意継続組合員は、在職中とほぼ同様の短期給付（附加給付）を受けることができます。

Q3	早期退職して任意継続組合員に加入したときに、私と被扶養配偶者の年金加入はどうなりますか？
A3	任意継続組合員は、医療保険の給付等のみであり、60歳までは国民年金制度（基礎年金）に加入しなければならないため、居住地の国民年金担当課で手続きしてください。

Q4	任意継続組合員申出書を提出後に、再任用（常時勤務を要する職（週38時間45分））または、臨時的任用職員等(短期組合員)で勤務することになった場合には、どうなりますか？
A4	任用期間が継続する場合は組合員等の資格も継続するため、マイナ保険証及び資格確認書は継続使用できます。 また、任意継続組合員の方が再任用等になった場合は、任意継続組合員の資格は喪失となります。 給付班（022-211-3676）まで連絡をお願いします。